

鹿 児 島 県 公 報

平成20年7月25日（金）第2414号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定 価 送 料 共 1 箇 月 2,650 円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（4件）（介護保険課取扱い） 1
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（4件）（介護保険課取扱い） 2
- 計量器の定期検査の実施（商工政策課取扱い） 3
- 土地改良区の役員の就退任の届出（2件）（農地整備課取扱い） 6
- 土地改良区の定款の変更の認可（農地整備課取扱い） 7
- 団体営土地改良事業の工事の完了（農地整備課取扱い） 7
- 県営土地改良事業の工事の完了（14件）（農地整備課取扱い） 7
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（4件）（林務水産課取扱い） 9
- 保安林の指定予定（森林整備課取扱い） 10
- 保安林の指定施業要件の変更予定（森林整備課取扱い） 10
- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知（森林整備課取扱い） 11
- 保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示（3件）（森林整備課取扱い） 11
- 牛根麓地区特定漁港漁場整備事業計画案の縦覧（漁港漁場課取扱い） 13
- 道路の位置指定（鹿児島地域振興局取扱い） 13

公 告

- 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請の公告（市町村課取扱い） 14

人 事 委 員 会 規 則

- 公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（※）（総務課取扱い） 14

公 安 委 員 会 規 則

- 交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則（※）（警務課取扱い） 14

告 示

鹿児島県告示第1149号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成20年7月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ケアサポート未来株式会社	霧島市隼人町野久美田507番地3	ケアサポート未来株式会社	霧島市隼人町野久美田507番地3	福重真里子	平成20年1月4日	訪問介護

鹿児島県告示第1150号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅

サービス事業者として指定した。

平成20年7月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問介護事業所 いすわん	大島郡瀬戸内町 阿木名169番地 6	株式会社せとう ち	大島郡瀬戸内町 阿木名169番地 6	里山 正樹	平成20年 1月4日	訪問介護

鹿児島県告示第1151号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成20年7月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
介護付有料老人 ホームいずみ	出水市境町1840 番地1	一興商事有限会 社	出水市境町1840 番地1	小幡 重政	平成20年 1月16日	短期入所 生活介護

鹿児島県告示第1152号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成20年7月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービス愛 2	鹿児島市谷山中 央一丁目4250番 地	医療法人愛人会	鹿児島市谷山中 央一丁目4196番 地	川島 裕雄	平成20年 1月29日	通所介護

鹿児島県告示第1153号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成20年7月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ケアサポート未 来株式会社	霧島市隼人町野 久美田507番地 3	ケアサポート未 来株式会社	霧島市隼人町野 久美田507番地 3	福重真里子	平成20年 1月4日	介護予防 訪問介護

鹿児島県告示第1154号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成20年7月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問介護事業所 いすわん	大島郡瀬戸内町 阿木名169番地 6	株式会社せとう ち	大島郡瀬戸内町 阿木名169番地 6	里山 正樹	平成20年 1月4日	介護予防 訪問介護

鹿児島県告示第1155号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成20年7月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
介護付有料老人 ホームいずみ	出水市境町1840 番地1	一興商事有限会 社	出水市境町1840 番地1	小幡 重政	平成20年 1月16日	介護予防 短期入所 生活介護

鹿児島県告示第1156号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成20年7月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービス愛 2	鹿児島市谷山中 央一丁目4250番 地	医療法人愛人会	鹿児島市谷山中 央一丁目4196番 地	川島 裕雄	平成20年 1月29日	介護予防 通所介護

鹿児島県告示第1157号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成20年7月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 定期検査の実施の期日、区域及び場所

期 日		区 域	場 所
月 日	時 間		
平成20年9月3日	11:00～16:30	曾於市 (旧末吉町の区域)	曾於市役所未吉支所
平成20年9月4日	9:30～11:30	曾於市 (旧財部町の区域)	財部北地区生活改善センター
平成20年9月4日	13:00～16:30	曾於市 (旧財部町の区域)	財部中央公民館
平成20年9月5日	9:30～14:30	曾於市 (旧大隅町の区域)	岩川地区農業構造改善センター
平成20年9月9日	13:00～16:30	志布志市 (旧松山町の区域)	泰野地区公民館

平成20年9月10日	9：30～16：30	志布志市 (旧志布志町の区域)	志布志市文化会館
平成20年9月11日	9：30～16：30	志布志市 (旧有明町の区域)	有明農村環境改善センタ ー
平成20年9月12日	9：30～14：00	志布志市 (旧有明町の区域)	有明農村環境改善センタ ー
平成20年9月17日	11：00～12：00	鹿屋市 (旧串良町の区域)	串良公民館細山田分館
平成20年9月17日	13：30～16：30	鹿屋市 (旧串良町の区域)	串良公民館別館大ホール
平成20年9月18日	9：30～16：00	鹿屋市 (旧吾平町の区域)	鹿屋市コミュニティセン ター吾平振興会館
平成20年9月19日	9：30～12：00	鹿屋市 (旧輝北町の区域)	百引校区公民館
平成20年9月19日	13：00～14：30	鹿屋市 (旧輝北町の区域)	市成校区公民館
平成20年9月24日	10：30～16：30	鹿屋市 (旧鹿屋市の区域)	消防センター
平成20年9月25日	9：00～16：30	鹿屋市 (旧鹿屋市の区域)	消防センター
平成20年9月26日	9：00～14：00	鹿屋市 (旧鹿屋市の区域)	消防センター
平成20年9月29日	10：30～12：00	鹿屋市 (旧鹿屋市の区域)	大始良地区学習センター
平成20年9月29日	14：00～16：00	鹿屋市 (旧鹿屋市の区域)	高隈地区交流促進センタ ー屋内運動場
平成20年9月30日	9：30～10：30	鹿屋市 (旧鹿屋市の区域)	高須地区学習センター
平成20年9月30日	11：30～15：00	鹿屋市 (旧鹿屋市の区域)	古江コミュニティ消防セ ンター
平成20年10月1日	15：30～16：30	南種子町	役場研修センター
平成20年10月2日	9：30～16：00	南種子町	役場研修センター
平成20年10月6日	15：00～16：00	西之表市	種子屋久農業協同組合西 之表地区本部国上支所
平成20年10月7日	9：30～10：30	西之表市	種子屋久農業協同組合西 之表地区本部伊関支所
平成20年10月7日	11：30～13：00	西之表市	種子屋久農業協同組合西 之表地区本部安城支所
平成20年10月7日	14：00～16：00	西之表市	種子屋久農業協同組合西 之表地区本部現和支所
平成20年10月8日	9：30～10：30	西之表市	古田公民館
平成20年10月8日	11：30～12：30	西之表市	種子屋久農業協同組合西 之表地区本部住吉支所
平成20年10月8日	14：00～17：00	西之表市	西之表市体育館
平成20年10月9日	9：00～16：30	西之表市	西之表市民会館
平成20年10月10日	9：00～12：00	西之表市	西之表市民会館
平成20年10月14日	15：00～16：00	中種子町	町浜津脇漁民研修センタ ー
平成20年10月15日	9：30～11：30	中種子町	中種子町本村児童館
平成20年10月15日	13：00～16：00	中種子町	町コミュニティ防災セン

			ター
平成20年10月16日	9 : 30～15 : 00	中種子町	町コミュニティ防災センター
平成20年10月20日	10 : 00～14 : 00	十島村	十島村乗船待合所
平成20年10月21日	12 : 30～12 : 40	三島村	竹島待合所
平成20年10月21日	13 : 05～13 : 25	三島村	硫黄島待合所
平成20年10月21日	15 : 00～15 : 30	三島村	大里ふるさとセンター
平成20年10月21日	16 : 00～16 : 30	三島村	片泊ふるさとセンター
平成20年10月23日	10 : 00～15 : 00	蒲生町	蒲生町役場
平成20年10月24日	10 : 00～15 : 00	蒲生町	蒲生町役場
平成20年10月27日	10 : 00～10 : 30	加治木町	加治木町立永原小学校
平成20年10月27日	11 : 00～12 : 00	加治木町	加治木町立竜門小学校
平成20年10月27日	13 : 00～15 : 00	加治木町	加治木町営体育館
平成20年10月28日	10 : 00～14 : 00	加治木町	加治木町営体育館
平成20年10月29日	10 : 00～14 : 00	加治木町	加治木町営体育館
平成20年11月5日	10 : 00～11 : 30	姶良町	帖佐地区公民館
平成20年11月5日	13 : 00～14 : 30	姶良町	山田地区公民館
平成20年11月6日	10 : 00～15 : 00	姶良町	重富地区公民館
平成20年11月7日	10 : 00～15 : 00	姶良町	姶良町中央公民館
平成20年11月10日	10 : 30～15 : 00	霧島市 (旧溝辺町の区域)	霧島市溝辺総合支所
平成20年11月11日	10 : 30～15 : 00	霧島市 (旧横川町の区域)	霧島市横川総合支所
平成20年11月12日	11 : 00～12 : 00	霧島市 (旧福山町の区域)	あいら農業協同組合福山 統括支店福山支所
平成20年11月12日	13 : 30～15 : 00	霧島市 (旧福山町の区域)	あいら農業協同組合福山 統括支店東部ライスセン ター福山
平成20年11月13日	10 : 30～16 : 30	霧島市 (旧牧園町の区域)	霧島市牧園アリーナ
平成20年11月14日	9 : 30～14 : 30	霧島市 (旧霧島町の区域)	霧島市霧島公民館
平成20年11月17日	10 : 30～14 : 30	霧島市 (旧隼人町の区域)	霧島市隼人体育館
平成20年11月18日	10 : 30～14 : 30	霧島市 (旧隼人町の区域)	霧島市隼人体育館
平成20年11月19日	10 : 30～12 : 00	霧島市 (旧国分市の区域)	東襲山地区自治公民館
平成20年11月19日	13 : 30～15 : 00	霧島市 (旧国分市の区域)	清水地区自治公民館
平成20年11月20日	10 : 30～12 : 00	霧島市 (旧国分市の区域)	広瀬地区自治公民館
平成20年11月20日	13 : 30～15 : 00	霧島市 (旧国分市の区域)	敷根地区自治公民館
平成20年11月21日	10 : 30～15 : 00	霧島市 (旧国分市の区域)	霧島市国分体育館
平成20年11月26日	10 : 30～16 : 00	湧水町 (旧栗野町の区域)	栗野中央公民館
平成20年11月27日	9 : 30～15 : 00	湧水町 (旧吉松町の区域)	湧水町役場吉松庁舎

平成20年12月 1 日	10：30～12：00	垂水市	新城地区公民館
平成20年12月 1 日	13：30～14：30	垂水市	柊原地区公民館
平成20年12月 2 日	11：00～12：00	垂水市	境地区公民館
平成20年12月 2 日	13：30～14：30	垂水市	松ヶ崎地区公民館
平成20年12月 3 日	10：30～12：00	垂水市	協和地区公民館
平成20年12月 3 日	13：30～15：00	垂水市	垂水地区公民館
平成20年12月 4 日	10：30～15：00	垂水市	垂水地区公民館

2 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり，分銅及びおもり

3 指定定期検査機関の名称

社団法人鹿児島県計量協会

4 その他

特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により，特定計量器の所在の場所で行う定期検査の期日は，平成20年9月3日から平成21年2月28日までとする。

鹿児島県告示第1158号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により，曾於大野原土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成20年 7 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 就任した役員の氏名及び住所

理事 岩原 逸郎 志布志市松山町尾野見358番地
 理事 園田正一郎 志布志市志布志町田之浦298番地
 理事 吉村 道春 志布志市松山町尾野見894番地24
 理事 白浜 洋一 志布志市志布志町田之浦251番地 1
 理事 津曲 勇一 志布志市松山町尾野見973番地31
 理事 尾上 美利 志布志市志布志町田之浦1015番地
 理事 増田 利春 志布志市松山町尾野見879番地
 理事 新保 辰美 志布志市志布志町田之浦174番地
 理事 尾ノ上和廣 志布志市松山町尾野見973番地315
 理事 白浜 温子 志布志市志布志町田之浦338番地 7
 監事 大野 洋一 志布志市松山町尾野見857番地
 監事 山中 照男 志布志市志布志町田之浦443番地 2

(任期 平成20年 4 月 1 日から平成23年 3 月 31 日まで)

2 退任した役員の氏名及び住所

理事 検崎登志雄 志布志市松山町尾野見1308番地
 理事 上ノ園利秋 志布志市松山町尾野見973番地120
 理事 吉留 雄二 志布志市志布志町田之浦2027番地
 理事 永吉 健一 志布志市志布志町田之浦262番地 1
 理事 新保 慶三 志布志市松山町尾野見851番地
 理事 川野 保 志布志市志布志町田之浦366番地
 理事 橋口富士郎 志布志市松山町尾野見342番地
 理事 増田 勇 志布志市松山町尾野見861番地
 理事 園田正一郎 志布志市志布志町田之浦298番地
 理事 上ノ園隼人 志布志市松山町尾野見772番地 3
 監事 小山 泰藏 志布志市志布志町田之浦494番地 1
 監事 前蘭 久男 志布志市志布志町田之浦350番地
 監事 津曲佐津雄 志布志市松山町尾野見675番地

鹿児島県告示第1159号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、両根占土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成20年7月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 就任した役員の氏名及び住所

理事	湊原 初男	肝属郡南大隅町根占川北403番地
理事	福元 祐義	肝属郡南大隅町根占川北3589番地
理事	前原 和雄	肝属郡南大隅町根占川北5520番地
理事	飯森 憲男	肝属郡南大隅町根占川南3562番地
理事	大久保政伸	肝属郡南大隅町根占川南1634番地 1
理事	武田栄一郎	肝属郡南大隅町根占山本4802番地
理事	平原 栄	肝属郡錦江町馬場2404番地
理事	牧原 正信	肝属郡錦江町馬場275番地 1
理事	小田 勇一	肝属郡錦江町城元428番地
監事	下園 藤雄	肝属郡南大隅町根占辺田4017番地
監事	淵之上義文	肝属郡南大隅町根占川北4860番地
監事	福岡 利秋	肝属郡錦江町城元2019番地 2

（任期 平成20年6月8日から平成24年4月10日まで）

2 退任した役員の氏名及び住所

理事	永田 末雄	肝属郡南大隅町根占川北282番地 3
理事	福元 祐義	肝属郡南大隅町根占川北3589番地
理事	前原 和雄	肝属郡南大隅町根占川北5520番地
理事	飯森 憲男	肝属郡南大隅町根占川南3562番地
理事	大久保政伸	肝属郡南大隅町根占川南1634番地 1
理事	武田栄一郎	肝属郡南大隅町根占山本4802番地
理事	中迫 虎吉	肝属郡錦江町城元2163番地
理事	西 春雄	肝属郡錦江町馬場261番地 1
理事	平原 栄	肝属郡錦江町馬場2404番地
監事	下園 藤雄	肝属郡南大隅町根占辺田4017番地
監事	淵之上義文	肝属郡南大隅町根占川北4860番地

鹿児島県告示第1160号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成20年7月7日付けで曾於南部土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年7月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第1161号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、鹿屋市が行う土地改良事業団体営シラス対策（農業用排水施設整備）小野原地区の工事が平成20年3月17日に完了した旨届出があった。

平成20年7月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第1162号

土地改良事業県営シラス対策（農業用排水施設整備及び農道整備）木原地区の工事は、平成20年3月18日に完了した。

平成20年7月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第1163号

土地改良事業県営シラス対策（農業用排水施設整備）武田地区の工事は、平成20年3月17日に完了した。

平成20年7月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第1164号

土地改良事業県営農業用河川工作物応急対策（農業用排水施設整備）宮下地区の工事は、平成20年3月17日に完了した。

平成20年7月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第1165号

土地改良事業県営畑地帯総合整備（農業用排水施設整備及び農道整備）笠野原地区の工事は、平成19年11月29日に完了した。

平成20年7月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第1166号

土地改良事業県営シラス対策（農用地保全）下祓川地区の工事は、平成20年3月26日に完了した。

平成20年7月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第1167号

土地改良事業県営経営体育成基盤整備（区画整理）新富地区の工事は、平成20年3月7日に完了した。

平成20年7月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第1168号

土地改良事業県営シラス対策（農業用排水施設整備及び農道整備）大塚原地区の工事は、平成20年3月28日に完了した。

平成20年7月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第1169号

土地改良事業県営中山間地域総合整備（農業用排水施設整備、区画整理及び農道整備）内之浦地区の工事は、平成20年2月19日に完了した。

平成20年7月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第1170号

土地改良事業県営経営体育成基盤整備（区画整理）堂竈川地区の工事は、平成20年2月22日に完了した。

平成20年7月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第1171号

土地改良事業県営シラス対策（農業用排水施設整備及び農道整備）甫木地区の工事は、平

成20年 3 月 27 日に完了した。

平成20年 7 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第1172号

土地改良事業県営特殊土壌対策（農業用排水施設整備）郡原地区の工事は、平成20年 3 月 28 日に完了した。

平成20年 7 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第1173号

土地改良事業県営特殊土壌対策（農業用排水施設整備）牛ノ原地区の工事は、平成20年 3 月 14 日に完了した。

平成20年 7 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第1174号

土地改良事業県営畑地帯総合整備（土層改良）中種子南部地区の工事は、平成20年 3 月 28 日に完了した。

平成20年 7 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第1175号

土地改良事業県営用排水施設整備（農業用排水施設整備）宇都浦地区の工事は、平成20年 3 月 27 日に完了した。

平成20年 7 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第1176号

薩摩川内市里町里3532番地 塩田漁一及び薩摩川内市里町里3618番地 石原八助からなされた次の一定の水域に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条の2第3項の規定による届出に係る同条第1項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成20年 7 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

一定の水域

- 1 名称 あわび薩摩川内市里町加入区
- 2 区域 鹿共第11号漁業権の漁場の区域

鹿児島県告示第1177号

薩摩川内市上甕町瀬上665番地 浜田史朗及び薩摩川内市上甕町小島205番地 宮脇三二からなされた次の一定の水域に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条の2第3項の規定による届出に係る同条第1項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成20年 7 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

一定の水域

- 1 名称 あわび薩摩川内市上甕町浦内加入区
- 2 区域 鹿共第12号漁業権の漁場の区域のうち薩摩川内市上甕町浦内の区域（薩摩川内市上甕町小島、上甕町桑之浦及び上甕町瀬上の地区）

鹿児島県告示第1178号

薩摩川内市上甕町江石329番地 6 西安隆及び薩摩川内市上甕町中甕339番地 1 大良恵一からなされた次の一定の水域に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条の 2 第 3 項の規定による届出に係る同条第 1 項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成20年 7 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

一定の水域

- 1 名称 あわび薩摩川内市上甕町中甕・江石加入区
- 2 区域 鹿共第12号漁業権の漁場の区域のうち薩摩川内市上甕町中甕・江石の区域（薩摩川内市上甕町中甕、上甕町江石及び上甕町中野の地区）

鹿児島県告示第1179号

薩摩川内市上甕町平良13番地 浜田良人及び薩摩川内市上甕町平良305番地 川畑安光からなされた次の一定の水域に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条の 2 第 3 項の規定による届出に係る同条第 1 項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成20年 7 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

一定の水域

- 1 名称 あわび薩摩川内市上甕町平良加入区
- 2 区域 鹿共第12号漁業権の漁場の区域のうち薩摩川内市上甕町平良の区域（薩摩川内市上甕町平良の地区）

鹿児島県告示第1180号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成20年 7 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
指宿市山川成川字塩干形7446番 1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び指宿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1181号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成20年 7 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和56年 2 月 2 日鹿児島県告示第183号
- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び大崎町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第1182号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成20年 7 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年11月12日農林水産省告示第1733号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び大崎町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第1183号

平成19年11月19日農林水産省告示第1449号（以下「告示第1449号」という。）で告示された保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を薩摩川内市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成20年 7 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不分明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
中馬尊師	薩摩川内市東郷町鳥丸字多良浦1113番5, 1117番8, 1117番9, 1117番12, 1117番13	告示第1449号の変更後の指定施業要件のとおりに

鹿児島県告示第1184号

平成20年 2 月 13 日農林水産省告示第224号（以下「告示第224号」という。）で告示された保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を薩摩川内市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成20年 7 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不分明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
久保喜八	薩摩川内市東郷町藤川字内野762番1, 762番2, 763番1, 763番2, 763番3, 763番4	告示第224号の変更後の指定施業要件のとおりに
菅野二郎	薩摩川内市東郷町藤川字内野765番2	
後藤敏	薩摩川内市東郷町藤川字内野766番1	
小鷹義雄	薩摩川内市東郷町藤川字永山1527番21, 1527番40, 1527番41, 字楠迫3196番5	

久留須進，津田廣，津田芳夫，穴野辰三，久保貞右衛門，上園秀士，手島強	薩摩川内市東郷町藤川字楠迫3196番5
新屋登	薩摩川内市東郷町斧渚字平尾3664番6
上戸善助	薩摩川内市東郷町斧渚字平尾3664番13
土屋彰	薩摩川内市東郷町斧渚字平尾3664番15
新屋澄	薩摩川内市東郷町斧渚字平尾3664番16
田平清二	薩摩川内市東郷町斧渚字平尾3664番17
上戸孝夫	薩摩川内市東郷町斧渚字平尾3664番20
松永邦明	薩摩川内市東郷町斧渚字平尾3664番22，3664番23
上村信男	薩摩川内市東郷町斧渚字大迫3842番17
久保三年	薩摩川内市東郷町斧渚字東5558番1，5558番3
森園政年	薩摩川内市東郷町斧渚字東5558番13，5558番22
石堂六介	薩摩川内市東郷町斧渚字東5558番18
田島純一	薩摩川内市東郷町斧渚字東5558番20，5558番21
榊弥吉	薩摩川内市東郷町斧渚字内浦6058番1，6058番2，字平木場6169番8
桑波田為成	薩摩川内市東郷町斧渚字斧研6060番8，6060番20，6060番21
上野祐義	薩摩川内市東郷町斧渚字斧研6060番11，6060番24，6060番25
中島照文	薩摩川内市東郷町斧渚字斧研6060番15
中原健二，久永哲郎，鎌田嘉和，久永純一，櫻木咲子，久永充市，久永茂雄，久永辰雄，久永安美，地頭健三，久永恵，二ノ方勝美，鬼塚幾三，桑波田キク，中原建之，中原和治，肥後藤藏，肥後タマキ	薩摩川内市東郷町斧渚字斧研6060番17，6060番30
笠間實盛，笠間助熊，川崎祐武，野間清，武千三人	薩摩川内市東郷町斧渚字斧研6060番18，6060番31，6060番32
高瀬登	薩摩川内市東郷町斧渚字平木場6162番6，6162番11，6162番35，6169番9，6176番6，6176番7，6176番10
原田一至	薩摩川内市東郷町斧渚字平木場6162番14
浦恒雄	薩摩川内市東郷町斧渚字平木場6163番
土生直秀，家吉助市，原田尚四郎，大迫藤袈裟，武鉄次，田中吉次，東郷安満，田中金之丞，田中鉄熊，古川奈賀，外園休二郎	薩摩川内市東郷町斧渚字平木場6169番8
瀬戸信雄	薩摩川内市東郷町斧渚字平木場6171番1，6171番21，6171番22
橋元孝夫	薩摩川内市東郷町斧渚字平木場6171番11，6171番23
武鐵次	薩摩川内市東郷町斧渚字平木場6190番

鹿児島県告示第1185号

平成20年2月13日農林水産省告示第227号（以下「告示第227号」という。）で告示された保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので，森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により，その通知の内容を薩摩川内市役所に掲示するとともに，その要旨を告示する。

平成20年 7 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
小野原孝子	薩摩川内市東郷町藤川字内平1386番2, 1386番3, 1386番15	告示第227号の変更後の指定施業要件のとおり
中野洋一	薩摩川内市東郷町藤川字内平1386番8	
北野十喜	薩摩川内市東郷町藤川字内平1386番11	
中山健一, 山下信義, 寺川憲志, 森園貢	薩摩川内市東郷町藤川字内平1393番1	
津田榮	薩摩川内市東郷町藤川字内平1393番9	
津田久	薩摩川内市東郷町藤川字内平1393番14	
永野三夫	薩摩川内市東郷町藤川字内平1393番28	
田代利徳	薩摩川内市東郷町藤川字戸屋3077番6	
磯部正志	薩摩川内市東郷町藤川字戸屋3077番8	
久保政雄	薩摩川内市東郷町藤川字戸屋3077番12	
久保文義	薩摩川内市東郷町藤川字戸屋3077番14	
田代俊一	薩摩川内市東郷町藤川字戸屋3077番20	
田代惟光	薩摩川内市東郷町藤川字戸屋3077番21	
原田満雄, 上野ケサノ, 瀬戸信雄, 田中次男, 道宮正樹, 田中正治, 田中政夫, 瀬戸力, 新屋孝, 家吉キミ, 家吉繁一, 福元進, 宮原健市, 宮原正公, 田中政文	薩摩川内市東郷町斧淵字鷺川内6155番2	

鹿児島県告示第1186号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定により牛根麓地区特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

平成20年 7 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 縦覧期間

平成20年 7 月 25 日から同年 8 月 14 日まで

2 縦覧場所

鹿児島県林務水産部漁港漁場課、鹿児島地域振興局建設部河川港湾課及び大隅地域振興局建設部河川港湾課並びに鹿児島市役所経済局農林水産部生産流通課及び垂水市役所水産課

鹿児島地域振興局告示第30号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成20年 7 月 25 日

鹿児島地域振興局長 庭田清和

指定年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成20年 7 月 8 日	日置市日吉町吉利 1008番地2 株式会社耕人舎	日置市伊集院町猪鹿 倉字加治屋873番11	4.00メートル～ 7.00メートル	103.15メートル

代表取締役 満富啓城			
---------------	--	--	--

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請の公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請があった。

なお、その関係書類は、鹿児島県県政情報センター及びかごしま県民交流センターにおいて縦覧に供する。

平成20年7月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 申請のあった年月日
平成20年7月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人JOY HEART
- 3 代表者の氏名
竹ノ内紗依子
- 4 主たる事務所の所在地
鹿児島市松原町7番地9号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、社会生活において多くのサポートを必要とする障害者や高齢者、不登校やひきこもりに悩む子どもたち、海外の難民等に対して、就労に関する情報や話題、仕事の提供や国際交流による援助、フリースクールの運営、高齢者の生活支援、スポーツを通じた学童保育・青少年健全育成活動を行うとともに、公の施設の運営・管理に関する事業も行うことにより、福祉と公益の増進に寄与することを目的とする。

人事委員会規則

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年7月25日

鹿児島県人事委員会委員長 上園淳

鹿児島県人事委員会規則第5号

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年鹿児島県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「地方職員共済組合」を「地方公営企業等金融機構
地方職員共済組合」に改める。

附 則

この規則は、平成20年8月1日から施行する。

公安委員会規則

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年7月25日

鹿児島県公安委員会委員長 尾前喜八郎

鹿児島県公安委員会規則第18号

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則（昭和39年鹿児島県公安委員会規則第

3号)の一部を次のように改正する。

別表鹿児島中央警察署の部吉野交番の項中「牟礼岡一」を「牟礼岡一丁目」に改め、同部坂元交番の項中「，伊敷台七丁目（分割）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。